

【答申の概要】

諮問第 152 号 平成 18 年度施工単価条件表（標準積算システム用）治山の部分開示決定に対する異議申立て

件 名	平成 18 年度施工単価条件表（標準積算システム用）治山の部分開示決定に対する異議申立て
本件対象文書	平成 18 年度施工単価条件表（標準積算システム用）治山
非 開 示 理 由	条例第 7 条第 3 号（事業活動情報）、6 号（事務又は事業に関する情報）
実 施 機 関	静岡県知事（技術管理室）
諮 問 期 日	平成 19 年 3 月 15 日
主 な 論 点	平成 18 年度施工単価条件表（標準積算システム用）治山に記載されている施工単価コード及び基礎単価式コードを開示すると、実施機関の行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるか。

審査会の結論

静岡県知事の決定は、妥当である。

審査会の判断**1 本件対象文書について**

実施機関は、「社団法人農業農村整備情報総合センター」（以下「ARIC」という。）との間で締結した「補助版標準積算システム Ver. 2 使用許諾契約書」（以下「契約書」という。）及び「補助版標準積算システム Ver. 2 使用許諾に関する規約（以下「規約」という。）に基づき、ARIC の「補助版標準積算システム Ver. 2」（以下「積算システム」という。）を使用して、治山工事等の農林土木工事の請負工事費の積算を行っている。

本件対象文書は、実施機関の職員が積算システムを使用して、治山工事の請負工事費を積算する際に、参照しやすいように、印刷、製本した「平成 18 年度施工単価条件表（標準積算システム用）治山」（以下「本件公文書」という。）であり、概ね次の記載がある。

(1) 工種別施工単価一覧表

工種ごとに施工単価コード、施工単価名称等が記載された目次である。

施工単価コードとは、積算システム上で、作業ごとの施工単価を区別するために、英字及び数字を組み合わせて作成した記号番号である。

(2) 施工単価条件表

施工単価を構成する歩掛、材料単価、労務単価、機械経費（損料）等を作業の条件によりどのように設定するかを記載したものである。実施機関の職員はこれを参照しながら、当該作業に見合った数値等を積算システムに入力することによって、施工単価を算出する。施工単価条件表中に記載された施工単価構成内訳の単価の欄には、基礎単価式コードが記載されている。

基礎単価式コードとは、施工単価を構成する各単価を作業の条件により組み合わせる計算式である基礎単価式を積算システムの計算手順に従って処理するために作られた記号番号である。

(3) 施工単価条件表記載事項の説明等

施工単価条件表や基礎単価式の内容の説明書である。

基礎単価式コードが数多く記載されている。

2 非開示情報の該当性について

実施機関は、本件公文書のうち、施工単価コード及び基礎単価式コードについては、静岡県情報公開条例（以下「条例」という。）第 7 条第 3 号（事業活動情報）及び第 6 号（事務又は事業に関する情報）の非開示情報に該当するとして、非開示としたので、以下において検討する。

(1) 条例第7条第6号該当性について

条例第7条第6号本文は、「県の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を非開示情報として規定している。

ア 契約書第8条には「ARICは、契約団体が規約の条項に違反したときは、直ちに、本契約を解除することができる。」と規定し、規約第11条第2項には「積算システムを構成するソフトウェア、データファイル、及びドキュメントに係る事項は全て機密であり、契約団体は、ARICが書面で事前に承諾しない限り、第三者に開示・漏えいしないものとする。」と規定している。施工単価コード及び基礎単価式コードは、ドキュメントの一部である使用手引書に含まれる施工単価条件表に記載されているとともに、データファイルのデータに属するものであり、規約第11条第2項に該当する事項である。

イ 施工単価コード及び基礎単価式コードを開示すると、体系をなしたコード群が明らかになることで、それらコードを組み合わせ作成された作業手順などの流れからプログラムのコード体系が解明され、同一のプログラムが構築されるおそれがあると認められることから、契約書及び規約は不当なものとは言えない。

ウ 実施機関は ARIC から開示を承諾しない旨の回答を得ており、開示することにより契約解除されたときは、積算業務において積算システムを使用することができなくなるため、実施機関の農林土木工事の発注に係る事務及び事業の適正な遂行に支障を及ぼすことは明らかである。

したがって、施工単価コード及び基礎単価式コードは、条例第7条第6号の非開示情報に該当する。

(2) 予定価格の正当性を示す資料の開示について

異議申立人は、「単価（計算式）という肝心な部分を開示しないと、予定価格が正当であるか判断できない。」と主張するが、異議申立人がいう単価（計算式）である基礎単価式は、公表されている森林整備保全事業設計積算要領等の基準、歩掛等の内容を数式化したものであり、基礎単価式コードを開示しなくても、予定価格の基となる請負工事費は、公表されている基準、歩掛、機械経費、材料単価、労務単価等により算出できる。

また、予定価格は入札等の執行後は、公開しているため、施工単価コード及び基礎単価式コードを明らかにしないと予定価格が正当であるか判断できないとは認められず、異議申立人の主張には理由がない。

(3) その他

異議申立人は、「土木部ではコードを公開しているのに、農業水産部では公開できないというのは納得ができない。」と主張する。しかし、それは、土木部（平成19年度の組織改正前）が所管する建設工事の請負工事費の積算にあたっては実施機関独自で開発した積算システムを使用しているが、農業水産部（平成19年度の組織改正前）が所管する農林土木工事の請負工事費の積算にあたっては使用許諾契約に基づき、他者が作製した積算システムを使用しているという明らかな相違によるものである。

なお、実施機関は、施工単価コード及び基礎単価式コードを開示すると、ARICの権利利益を害するおそれがあることから、条例第7条第3号に該当すると主張するが、上記のとおり、当該情報は条例第7条第6号に該当するので、同条第3号の該当性について判断するまでもなく、非開示が妥当である。